

厚生連鹿角訪問看護ステーション 掲 示

1. 事業者

事業者名称	秋田県厚生農業協同組合連合会
住所	秋田市八橋南二丁目10番16号
法人種別	農協
代表者の役職及び氏名	代表理事理事長 小野地 章一
電話番号	018-864-2613

2. 事業所の概要

事業所名	厚生連鹿角訪問看護ステーション
所在地	秋田県鹿角市花輪字向畑18番地
電話番号	0186-31-0102
管理者	田中 恵美
通常のサービス提供地域	鹿角市・小坂町

3. 事業所の職員の体制

職種	人数	勤務形態	備考
看護師	1人	常勤	管理者
看護師	2人	常勤	
理学療法士	人	非常勤	

4. 営業日及び営業時間

営業日 ○ 月曜日から金曜日までとする。

休業日 ○ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
○ 土曜日及び日曜日
○ 8月13・14日、 12月30・31日、1月1・2・3日

営業時間 月曜日～金曜日 8時30分から17時まで
※ 上記以外の時間についても電話等により、常時連絡を取れる体制をとっております。

5. 看護内容

- ①病状、障害の観察

②清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持

③食事及び排泄等日常生活の世話

④褥瘡の予防、処置

⑤カテーテル等の管理
- ⑥療養生活や介護（予防）方法の指導

⑦認知症患者の看護

⑧リハビリテーション

⑨ターミナルケア

⑩その他、医師の指示による医療処置

6. サービス利用料

ア. 介護保険（介護予防・要介護）

介護保険負担割合証に記載されている割合で利用料金が異なります

サービス内容	予防・自己負担（1割）	要介護・自己負担（1割）
20分未満	303円／回	314円／回
～29分	451円／回	471円／回
30分～59分	794円／回	823円／回
60分～89分	1,090円／回	1,128円／回

- ①20分未満の訪問について

週1回以上、20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に利用できます。
- ②夜間、早朝、深夜について

夜間とは18時～22時・早朝とは6時～8時・深夜とは22時～6時の提供時間になります。

月2回目以降に、早朝・夜間・深夜の緊急訪問が行われた場合には、早朝・夜間は基本単位の25％、深夜は基本料金の50％加算がつかます。
- ③初回加算300円（要介護・介護予防）（2カ月以上訪問が空いた場合及び退院時共同指導加算算定していない場合）
- ④特別管理加算

特別管理加算（Ⅰ）月額500円（要介護・介護予防）

・気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル等特別な管理が必要な状態の場合。

特別管理加算（Ⅱ）月額250円（要介護・介護予防）

・人工肛門・人工膀胱・褥瘡・週3日以上点滴注射・在宅酸素等特別な管理が必要な状態の場合。
- ⑤緊急時訪問看護加算 月額574円（要介護・介護予防）：（ご希望の方）

夜間・休日の緊急時連絡相談及び状況に応じて、緊急訪問を行います。
- ⑥ターミナルケア加算・・・2,000円（死亡月、終末期看取りをした場合。要介護のみ）
- ⑦サービス提供体制強化加算（1回につき）・・・6円（要介護・介護予防）
- ⑧退院時共同指導加算（1回につき）・・・・600円（要介護・介護予防）

※退院・退所時、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合及び初回加算を算定していない場合。
- ⑨看護・介護職員連携強化加算（1回につき）・・・250円（要介護・介護予防）

※訪問看護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問看護介護員に対する助言等の支援を行った場合。
- ⑩長時間訪問看護加算（1回につき）・・・・・・300円（要介護・介護予防）

特別管理加算を算定する利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合算定します。

イ. 医療保険

保険種別	自己負担
75歳以上（後期高齢者）	1割（現役並みの所得者3割）
70歳～74歳（高齢受給者）	2割（現役並みの所得者3割）
6歳・4月（義務教育就学以降～69歳）	3割
6歳・3月末（義務教育就学前）以前	2割

ウ. その他の費用

- ・介護保険受給者以外の方は、休業日の訪問と、訪問時間が90分を超える場合は超過料金として1時間につき2,000円徴収します。

・エンジェル処置料 5,400円（材料費込み）

・交通費

①介護保険受給者の方は、事業実施地域を越えた地点から利用者宅（片道分）1km毎33円（税込）

②医療保険の方は、事業所から利用者宅（片道分）1km毎33円（税込）1km未満は負担ありません。

7. 相談・苦情窓口

- （介護予防）訪問看護に関する相談・苦情については下記の窓口で対応します。

電話番号	0186-31-0102
担当者	管理者名 田中 恵美
対応時間	平日 8:30～17:00

- 他
- *鹿角市役所福祉事務所 長寿支援課・長寿生活班 TEL：0186-30-0237

*小坂町地域包括支援センター TEL：0186-29-2950

*秋田県国保連介護保険室 TEL：018-883-1550でも伺います。

*秋田県運営適正化委員会 TEL：018-864-2726でも伺います。

- 苦情処理体制及び処理手順は下記のとおりです。
- ① 担当者は、利用者等（以下苦情申立人）から面接や電話にて寄せられた苦情を受付し、記録書を作成します。

② 苦情申立人への訪問による苦情内容の事実確認を行います。

又、担当看護師にも事実確認を行います。

訪問看護希望の再確認を行い、主治医及び居宅介護支援事業所へ連絡し、看護計画の改善を図ります。

③ 必要に応じて関係者と連絡調整を行います。

④ 苦情申立人に調整結果、改善事項、指示内容等を通知し、了解を得られるよう努力します。

⑤ 苦情の内容の改善状況について、苦情申立人へ確認を行います。

⑥ 解決が難しい場合は、公的機関に苦情申出が出来ることを説明します。

⑦ 苦情処理は速やかに行うものとし、その経過、成果を台帳に記載します。

8. 緊急時の対応

看護師などは（介護予防）訪問看護を実施中、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。

9. 事故発生時の対応及び事故処理の体制

- ① 事業者は、利用者に対する（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行い、必要な措置を講じます。

② その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しておきます。

③ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を致します。

10. 秘密の保持

- ・従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者または第三者の生命、身体などに危険のある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

・事業者は、従事者が退職後在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報の秘密の保持を行います。

・事業所はサービス担当者会議等において個人情報をを用いる場合は利用者及びその家族の同意をあらかじめ得ることとします。

11. ハラスメント対策

- ・利用者・家族等が職員へ暴力、ハラスメント行為を行った場合及び職員が利用者・家族等への暴力行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

12. 高齢者虐待防止に関する事項

- ・事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止のため虐待防止に関する責任者を設置し、職員に対する虐待防止の啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

・虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13. 身体的拘束の禁止

- ・事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合は身体拘束等を行うことがあります。

・行動を制限する場合は、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得ると共に、その態様および期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。

14. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施は行っていない。

15. その他

事業者は、介護保険法その他の関係法令の定めに基づき（介護予防）訪問看護の提供を行ないます。なお、介護保険法その他の関係法令で定められていない事情について疑義、が生じた場合は、利用者と事業者双方が誠意を持って協議により定めます。